

長野駅善光寺口利活用ネットワーク規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、長野駅善光寺口利活用ネットワーク（以下、「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、市民、市民団体、事業者、学校、行政等の多様な主体が連携した市民主導型による地域密着と産学官民の協働による運営により、長野駅善光寺口駅前広場（以下、「駅前広場」という。）及び周辺関連施設の利活用並びに関連事業等の持続的な実践活動を通じて、長野駅を拠点とした広域的な地域の観光及び経済への波及効果を高めつつ、景観形成や環境保全等も視野に入れた地域社会への幅広い社会貢献に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 善光寺御開帳、春夏秋冬のイベント等の駅前広場の利活用に関する企画、立案及び実施
- (2) 駅前広場の詳細な施設計画への提言
- (3) その他、本会の目的遂行のために必要となる事業

第2章 会員

(正会員)

第4条 本会の正会員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する個人で、会長が入会を認めたものは、正会員（個人）となることができる。
- (2) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する市民団体、企業等の団体で、会長が入会を認めたものは、正会員（団体）となることができる。
- (3) 本会の趣旨に賛同し実践活動を協働する行政団体で、会長が入会を認めたものは、正会員（行政団体）となることができる。

(賛助会員等)

第5条 本会は、正会員のほか、当該事業活動に参加協力できる賛助会員、サポート会員を設けることができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、別に定めるところにより、会費を支払うものとする。
2 会長が特に認めた場合は、本会の会費を免除できるものとする。

(届出)

第7条 会員は、その住所及び氏名（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく本会事務局にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第8条 本会は、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

- 2 役員は、正会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会において会長の諮問に応える。
- 4 監事は、本会の会計の状況を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、3年とする。

- 2 交代又は増員による役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(顧問等)

第11条 本会は、役員のほか、顧問、アドバイザー及びオブザーバー（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

- 2 顧問等は、会長が任命する。
- 3 顧問等の任期は、3年とする。

第4章 総会等

(総会の種別等)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長又は副会長が行うものとする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 正会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
 - (2) その他会長が必要と認めたとき

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、正会員（個人）及び正会員（団体）現在数の過半数の出席をもって成立する。

- 2 総会において議決権を有するものは、正会員（個人）及び正会員（団体）とする。なお、正会員（団体）の議決権は、1団体につき1個とする。
- 3 総会の議事は、議決権を有する出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 正会員（行政団体）、賛助会員等及び顧問等は、総会において意見を述べるることができる。

(総会の権能)

第14条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定及び変更に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 規約及び諸細則の制定及び改廃に関する事
- (4) 解散及び残余財産の処分に関する事
- (5) その他、本会の運営に関する重要な事項

(総会の議事録)

第 15 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(専決処分)

第 16 条 会長は、総会を招集するいとまのない場合、総会の議決事項について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、会長は、次の総会に報告し、その承認を得なければならない。

(役員会の開催等)

第 17 条 本会の役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって構成する。

2 役員会の議長は、会長又は副会長が行うものとする。

3 役員会は、会長又は監事が必要と認めた場合、又は役員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合に開催する。

4 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会の権能)

第 18 条 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 5 章 事務局等

(事務局)

第 19 条 本会は、事務局を長野市内に置く。

2 事務局長及び事務局員は、会長が任命する。

3 本会の庶務及び会計は、事務局長が統括する。

(委員会等)

第 20 条 本会の業務の遂行にあたり、特定の事項について調査、検討及び実施するための委員会、部会及びプロジェクトチームを置くことができる。

第6章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日（初年度にあつては設立の日）から始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第22条 本会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 協賛金、委託金、補助金、寄付金又はその他の収入

第7章 雑則

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年8月9日から施行する。